

令和6年度広島県青少年健全育成審議会議事録

1 開催日時及び場所

令和6年11月22日（金）10時30分～11時30分

広島YMCA国際センター3号館3階3-C（広島市中区八丁堀7-11）

2 委員の現在数及び審議会に出席した委員の数

委員の現在数 10人

出席委員数 10人

3 出席した委員の氏名

秋野成人、生田真紀、板倉妙子、岩永誠、内垣戸貴之、大平久美子、岡原秀樹、戸川喜史、新延浩二、船本夕里亜

4 議題

- (1) 広島県青少年健全育成審議会について
- (2) 会長の選任について
- (3) 副会長の選任について
- (4) 広島県青少年健全育成審議会運営規程の改正について
- (5) 改正広島県青少年健全育成条例の施行について
- (6) その他

5 担当部署

広島県環境県民局県民活動課 TEL (082) 513-2740（ダイヤルイン）

6 会議の内容

(1) 開会

委員総数10名のうち10名が出席し、広島県青少年健全育成審議会規則第3条第3項により、定足数を満たしていることを事務局が確認した。

(2) 環境県民局県民活動課長あいさつ

(3) 議事

ア 広島県青少年健全育成審議会について

審議会の概要について、事務局が説明した。（資料1～2）

イ 会長の選任について

秋野委員を推薦する意見があり、出席委員の了承を得て、秋野委員が会長に選任された。

ウ 議事録署名者の決定

会長が、船本委員を指名した。

エ 副会長の選任について

岩永委員を推薦する意見があり、出席委員の了承を得て、岩永委員が副会長に選任された。

オ 広島県青少年健全育成審議会運営規程の改正について

広島県青少年健全育成審議会運営規程の改正について、事務局から説明した。（資料3）

(秋野会長)

代理出席できる団体について、特定非営利活動法人青少年交流・自立・支援センター

CROSSを削除するという案である。運営規程の改正について、承認してよいか。

(委員全員)

異議なし。

カ 改正広島県青少年健全育成条例の施行について

施行の状況について、事務局から説明した。(資料4～5)

(会長)

これまで、刑法改正に対応する形で青少年健全育成条例の改正についてご議論いただけてきたところであり、その改正案について議会の承認を得ることができたので、今回一部改正したということである。また条例改正に伴い施行規則についても改正されたということである。そしてチラシを作成して、小学校5年生以上に改正内容の周知徹底を図ることが始められている。

条例の改正内容について、周知徹底するための具体的な手段があれば提案いただきたいとのことだが、何かこんなことをやってみればいいのかという提案はあるか。

(委員)

このチラシのように、子供が被害者にも加害者にもならないというのは、本当に重要だと思う。小学校5年生以上に配付ということだが、小さい子でもSNSを使っている子はたくさんいるので、もう少し低学年の子供たちにもそういう教育していくことが大切だと思う。

子供のSNS利用を規制しようとする国があるということだが、そこまではどうかと思う。今の子供たちは、SNSを上手に使っている子もたくさんいる。ただ、いろいろな問題が起きていて、お金がないという理由から、子供たちが安易にお金が稼げるところにはまってしまいとても大きな問題になっているので、小さいうちから使い方が大切だということをお教示していきたいと思っている。できれば小学生になったときから少しずつ話をしていってもいいかなと思う。

(会長)

小学校5年生以上ということではなくて、もう少し下の世代でも実際にスマホを使っている状況を考えれば、使い始めた頃から防御壁みたいなものを知っておいてもらうことが大事だと思う。国で規制をかけると言いはじめたのはオーストラリアだったか。

(委員)

学校教育の中でこういったことを当然指導されていくわけだが、私が学校現場や教育委員会の人と話す中で、親とのギャップがあると感じている。学校ではこうしたい、けれど各家庭に落とし込もうと思ったときは、そこにいろいろなギャップがあって、親の一存でいろいろなことが変わっていつてしまうことがあると、なかなか学校や地域でまとまった方向性に向いていかないことがあって、結果的にギャップからトラブルになることがある。

保護者に対してどうアプローチしていくかがずっと問題になる。例えば、ゲームを禁止するとは学校では言えないので、学校としては、家庭でちゃんとルールを作りましょうと言ってもそれが本当に実行されるかどうかは難しいものがある。いろいろなところで誰がコミットしていくのかをしっかりと考えないと絵に描いた餅になってしまうので、そこは難しい問題であるとずっと感じている。こういうチラシを誰に配るかもそうだが、どういったところからアプローチしていくのかを考えていく必要がある。

(会長)

改正の議論をしている時にも、今ご指摘のあった周知徹底をどうするかといった意見があった。いろいろな組織を使いながら学校・家庭にこういう規制についても理解してもらうにはどうすればよいか、なかなか難しいことがある。ただ少しずつでもいいからやっていかない限り子供たちを守れないので、県にはこういう試みはどうかというのがあれば積

極的にやっていただきたいし、我々にも教えていただいたり、我々からもいろいろな提案をさせていただきたい。

(委員)

学校では、ある程度失敗が許容されないと教育的価値を持たないことがあって、禁止してしまえばいいという話とは別の側面が時々ある。例えば、ゲームを取りあげてしまえとか、インターネットを使わせないようにしてしまえという議論もできないわけではないが、今後の長い人生を考えた時に、それがむしろネガティブなことになりかねないこともあるので、どこか許容できる仕組みが学校の中では時々必要になる。

これが目の届く範囲内の失敗であれば学校内で中和できることがあるが、どうしても学校を飛び出すことが多いので、そうなった時に保護者のコミットが必ず必要になる。失敗を意図的というのは変だが、けっこう昔のインターネットの黎明期では、誹謗中傷のようなことはあまり外に向けられなくて内部で起きていた。そもそも外に行けなかった時代なので、学校の中でインターネットを使って誰かにメールを送って、メールにすごいことが書いてあると先生は当然わかるので、指導していくことができた。

今は子供たちがゲーム機などでどこでもインターネットに繋がられる時代なので、当然学校の先生は知らないし、知らないけど何かしないといけないことがたくさんあって、いかに傷の浅い失敗をさせるか、傷の浅いうちにしっかり把握させるか、実感を持たせるかみたいなことが学校の中でも課題になっていて、それで今の話につながってくるのだろうなど感じている。

(委員)

子供というのは様々な機器をどんどん使っていて、友達同士で情報を共有しながら、我々大人が想像しないような使い方をしている。例えば私の息子の友達が、修学旅行で親のスマホを使って夜中じゅうゲームをして10万円課金して、後で親のところに請求書がきて大騒ぎになったという事案があった。親が何かあったときのために容易に自分のスマホを子供に貸すけれど、親のスマホにはロックがかかっていないので子供は使ってしまう。

そうしたリスクを親が十分理解できていないがゆえに、簡単にどこにいるのかわからないし、何かあったときのためにという親切心で親のスマホを貸してしまうと、どんどん別のところについてしまう危険性がある。そうしたことの危険性を親が理解する必要がある。例えば3日間で10万円の請求がきたとか、こんなこともあったとか、そういう事例を親に伝えることが大切である。多分うちの子は大丈夫だろうという安易な気持ちなのだと思うが、私の甥っ子・姪っ子もそうだが、親のスマホを使って暗証番号を解除して、平気で使っていた。アニメを見たいからと言われて貸すといつどんどころにアクセスされるかわからない。リスクがたくさんあることの理解が親に足りない。親の理解している内容と子供たちが突き進んでいるところにはものすごいギャップがあるので、大人がしっかりとリスクを把握できるような情報の提供方法があってもいいと思う。

(委員)

ちょうど私の世代ぐらいがSNSに弱いのではないかと思う。私たちの世代はわからないことが多くて、子供から聞くことの方が多かったが、今の若いお母さんたちは自分たちが使っているのだから、きっとずいぶん進んでいると思う。

ただ、自分の身に降りかかるということが大事で、今言われたようにこんなことがあったらこうなりますよと、しっかり親に伝えるのは効果があると思う。私は民生委員をしていて赤ちゃんのいる家庭を訪問しているが、今のお母さんたちは何でもSNSで調べているので、SNSの情報が全部正しいとは限らないことを付け加えるようにしている。私たちの時代は、わからないからほとんど使わない人が多かったが、今のお母さんたちはほとんどSNSから情報を得ているということなので、お母さんたちに情報を伝えるにはSNS

Sを活用し、こういう失敗をしたらこういうふうになるということをしっかりと伝えていただきたい。

(会長)

情報提供しながら皆さんの失敗談を集めて、それを積み重ねて共有していく形を考えてもいいかもしれない。

(委員)

多くの人は失敗をしてこなかったもので、他人事になりがちである。うちの子は大丈夫とか自分は大丈夫だったみたいなことがどうしてもあるので、どうやってリアリティがあるものにしていくか、リアリティを増大させるような仕掛け、それが恐怖心をあおるほうがいいのか別の方法がいいのかいろいろあると思う。私も教員研修や保護者向けの講演等でそのリアリティについて話すようにしている。

(事務局)

先ほど話にあったように、実際に親と子供の間認識の差がある。本日はお配りしてないが、塾に通い始めたりしてスマホを持ち始めるのがだいたい小学校4年生ぐらいが多いということで、小学校4年生向けに、インターネットの適正利用に関するリーフレットを作成し、こういう使い方をしたらこういう目に遭うかもしれないよという様々な事例を掲載して、クイズ形式で親と子供で話し合っ家庭でのルール作りができるような工夫をしたリーフレットを配布している。以前は全てダメとしてきたところがあるが、もうそんな時代ではなくて、いかにうまくスマホと付き合うかが大切なので、保護者の方も一緒になって家庭でのルール作りをしていただくよう促していきたい。まだ十分いき届いていないとは思っていないので、引き続きいただいた御意見を踏まえて、教育委員会や県警本部と連携しながら、引き続き年齢に応じた効果的な広報について検討して取り組んでいきたい。

(会長)

いかに子供たちに情報として蓄積してもらって、共有するかだと思う。アメリカの大統領選挙を見ていると恐ろしいことが起こっているの、一生懸命大人がこういうことを言っても、所詮こんなもんじゃないと言われるところがあるので、そんな夢のない世界ではないんだということを伝えなければならない。あなたたちには自分で自分を生かしていく、そういう世界が待ってるんだということを伝えないといけない。

貴重な御意見をいただいたので、これをきっかけに審議会あるいは県でも具体的な方法をいろいろやってみて、経験を積んでいく中で我々も学んでいくことがあると思うので、少しでも成果が上がるように考えていきたい。

(4) 閉会

7 資料一覧

- | | |
|------|---|
| 資料 1 | 広島県青少年健全育成審議会の概要 |
| 資料 2 | 広島県青少年健全育成条例（抜粋：審議会関係部分）
広島県青少年健全育成審議会規則 |
| 資料 3 | 広島県青少年健全育成審議会運営規程 改正（案） |
| 資料 4 | 広島県青少年健全育成条例の一部改正の概要及び県報 |
| 資料 5 | 広島県青少年健全育成条例施行規則の一部改正の概要及び県報 |
| 参考資料 | 広島県青少年健全育成条例の概要 |